各指定障害福祉サービス事業者 代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

指定特定相談支援事業(計画相談支援)に関する事業説明会の開催について(通知)

平素より本市の障害保健福祉行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成24年4月に障害者自立支援法が改正され、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する際には、全てのサービス利用者についてサービス等利用計画又は障害児支援利用計画を作成することとなりました。

このことに伴い、本市では、「平成27年3月までに、全てのサービス利用者にサービス等利用計画又は障害児支援利用計画が作成されるよう段階的に計画作成対象者を拡大することとする」とした国の経過措置に基づき、平成24年4月以降、順次対象者を拡大しているところです。さらに、平成26年4月からは、短期入所や施設入所支援を含めた全てのサービス利用者に対象を拡大する予定です。すべてのサービス利用者にサービス等利用計画を作成するためには、現在の指定特定相談支援事業所に加え、更に指定特定相談支援事業所の開設が必要な状況です。

そこで、今後の計画相談支援の拡大について円滑に進めていくため、標記の説明会を下記の通り 開催いたします。ぜひ、この機会に指定特定相談支援事業所の開設をご検討いただければと存じま す。

1 日時・場所

第1回

日時: 平成 26 年 1 月 22 日 (水) 9 時 30 分~11 時 30 分

場所:明治安田生命ビル2階 第2会議室 (川崎区宮本町6)

第2回

日時: 平成26年1月23日(木)14時00分~16時00分

場所:明治安田生命ビル2階 第2会議室 (川崎区宮本町6)

※第1回と第2回は同じ内容にて実施いたしますので、いずれか一方のみのご出席で構いません。

2 内容(予定)

- (1) 計画相談支援の概要について
- (2) 新規指定申請の流れについて
- (3) 計画相談支援の支給決定及び請求事務等について
- (4) 質疑応答

(5) その他

3 定員

両日それぞれ50名ずつ

4 その他

出席を希望される方は、別紙出席申込書を**平成26年1月14日(火)**までにメール又はFAXにて障害計画課・川上宛てにお送りください。定員を超えた場合には、参加人数を制限させていただく場合がございますので、その際には別途ご連絡させていただきます。あらかじめご了承ください。連絡がない場合には、当日そのままお越しください。どうぞよろしくお願いいたします。

(障害計画課自立支援係 川上担当)

電 話 044-200-2927

FAX 044-200-3932

E-mail 35syokei@city.kawasaki.jp